二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市下平四一三五の一・四一三五の二・四一三九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四一四〇の一、四一四〇の三、四一四〇の七、四一四〇の八、四一四〇の一二、四一四〇の一三、四一四一の一、四一四一の九、四一六三の三、四一六四、四一六七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県岡山市北区畑鮎字山端一六七四の一から一六七四の三まで、字後山一六八九、高梁市川上町領家字大田平一八二七、一八二八、一八七五、一八七六、字家ノ上一八三三、高倉町飯部字焼瀧二九九六の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町黒木字岩尾一〇〇七、一〇〇八の一、字坂ノ上一〇〇九、字下リ坂一〇一〇の一から一〇一〇の四まで、字ヲリ坂一〇一三から一〇一五まで、字梅ノ木峪一〇一六、一〇一七、一〇一八の一、一〇一八の二、字梅ノ木谷一〇一九、字長谷一〇二〇、一〇二一の一、一〇二一の二、一〇二二、字明路一〇二三、一〇二四の一、一〇二四の三、一〇二五の二、苫田郡鏡野町富東谷字茂村一〇七四の一から一〇七四の一〇まで、一〇八七、一〇九〇から一〇九三まで、一〇九六から一〇九八まで、字湯もう一〇八六の一、字茂村口一〇九四、一〇九五、字井手の平一〇九九、奥津字引野中原六六九の二、箱字赤谷三七一、三七三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに津山市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市伊那七一一九の一一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町井崎字ウシヲトシ一一三三の九四、一一三三の一〇〇、一一三三の一一から一一三三の一一三まで、字清水一一三九の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字津留字賀良仁田一六五八、字上津留山一六五七（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）